

==== 公布された条例のあらまし ====

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 条例の新設理由

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県景観形成条例の一部改正

景観計画区域内において景観法に基づく届出が必要な行為から除外される行為を定めた規定中、引用している自然公園法の根拠条項を改める。

(2) 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正

鳥取砂丘における禁止行為から除外される行為を定めた規定中、引用している自然公園法の根拠条項を改める。

(3) 施行期日は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日とする。